

るということが明らかになるまで、一時的に、沈黙を守らなければならない状態にあります。私個人に対する敵意といつたものは認められません。しかしこの敵意は外国人全体に向かっているものです。これは、あやまつた方向への一時的発作であり、このようなことは、転換期やら改革の過程においては、とかくおこりがちなものです。しかし、このようなことはそれにつりあつた大きな進歩のあとには、しばしばみうけられるものです。そして、いまだ、このような時期において、動、反動の運動の中心点まで、みんなが歩みよろうとするまでには至っていないようです。毎日、私は自分だけのことを考えると長崎へ帰りたいと思つております。長崎は、落ちつきのない政府の中心地から遠くはなれていますので、これから数年のちには日本で最も静かな港となるでしょう。このような状況の下にあつて、あなたは、どうして私が私のものとの場所にもどらないのかとお考えになるかもしれません。ええ、もし私が、だれをも悲しませずにそうすることが出来るなら、私は、すぐでもそうすることでしょう。しかし、私は、実際には、Blackstone<sup>(114)</sup> Wheaton や Political Economy<sup>(115)</sup> の翻訳者達と一緒に働いております。その上、36名ばかりの私の以前からの生徒達が私をしたつて江戸までついてきております。<sup>(116)</sup> 彼等は、私が帰れるようそり簡単に帰れません。そこで私は、たとえそんなに長いこと持ちこたえることは出来ないとしても、今年いつぱいなんとかやつてみようと決心いたしました。そして、もしそれまでたつても、事態がよくならない場合には、との場所で恒久的な仕事をつくために帰るつもりであります。」<sup>(117)</sup> いささか、長すぎる引用をしたようである。しかし、数少ない彼自身の書いた手紙の1つであり、しかも当時のようすをもよく伝えるものであると共に、彼の人柄がにじみでている手紙であるので、あえて引用してみたわけである。

この手紙からわかるように、東京へ出てからの彼には、二つの大きな役割、すなわち議会（公議所）の顧問、ならびに南校の教頭としての任務が待ち受けていたのである。

## (2) フルベツキの人柄と「学制」の制定

### 一 南校教頭及び公議所顧問として

東京に出てからのフルベツキに課せられた仕事の第一は、彼自身の手紙からも明らかのように、公議所の顧問として法令の制定及び改正にかんする諮問に応ずることであつた。すなわち、明治元年9月19日早くも山内豊信（容堂）を総裁とし、福岡孝弟、大木喬任、秋月種樹、神田孝平といつた当代一流の洋学者達並びに英米留学から帰つたばかりの森有礼と鮫島尙信らが議院制度調査委員に任命されているのであるが、これら森を中心とする委員達は、(118) 我国最初の議員法ともいべき「公議所法則案」の起草にあたつていたのである。この法則案をもとにしてやがて議員法が成立し、この議院法に従つて1869年（明治2年）2月25日には、公議所院の詔書が済発され、我国最初の最高議決機関である公議所が設置されることになつてゐるのである。しかし、フルベツキは、この公議所の顧問として法令の制定及び改正にかんしての助言者になつたのである。ここでフルベツキが森と知り合いであり、互いに助けあつていたことは極めて重要な点であり、あとでよりくわしくふれることにする。

東京に出てからの第二の仕事は、より表向きの仕事であつたわけであるが、幕府の洋学研究のための機関であつた開成所を改組して設けられた開成学校を整備充実して、やがて大学を創設することであつたのである。開成学校はやがて明治5年「学制」の発布と共に第一大学区第一番中学校に改組され、更に翌6年には、東京開成所（専門学校）に昇格され、次いで10年には東京大学へと脱皮を重ねてゆくことになるのであるが、このような脱皮を重ねながら、我国最高の指導者養成のための教育機関であつた

洋学校（開成学校）のまさに激動期の教頭（head）として、まずさしあたつてしつかりした中等教育機関を設立し、その基礎をかためる任務を課せられ、次いでその基礎の上に大学を設立することが期待されていたのである。ここで特に注意すべき点は、1869年すなわち、明治2年すでに、まず中等教育機関（a kind of Imperial High School）を作り、その基礎の上に大学（Imperial University）を建てるという計画が早くも立てられていたという事実である。といふのは、このことはとりもなおさず、フルベツキら当局者達が、いかにも早くから階梯をふむことを厳ならしめ、ラダー・システムの原則をくずすまいと努力していたかを物語るものであるからである。

つまり、フルベツキらは、日本の進歩のためには、政治制度と共に教育制度をも改革していくなければならないという大まかな計画を最初からもつており、その計画を実施するため、双方の制度改革の相談役あるいは、直接責任者として頼りにされていたといえるのである。しかも、これらの改革が志向している内容は、一つは議会制度の導入であり、いま一つは、はばの広いすそ野からエリートを段階を追つて養成していくこうということにあり、極めて近代的な、ジエフアソンの民主主義思想にも通ずるような計画であつたことがわかるのである。そして、こうした計画自体、結局は、長崎時代からのフルベツキ自身の示唆に従つて立てられたものではなかろうかと考えられるのである。勿論、こうした基本方針の樹立が、フルベツキのみによつて立てられたものではなく、特に公議所の開設等に関しては、森らの力が極めて大きかつたことはいうまでもないことである。しかし、フルベツキが、アメリカから帰つてしまもなくの森と極めて緊密な間柄となつていることなどからフルベツキの役割もかなり重要なものであつたと考えられるのである。ちなみに、後に森と非常に親しくなり、森の書いた「信教自由論」（Religious Freedom in Japan）の扉の裏に、

Arinori Mori, a sincere and zealous servant of this country and of the Tenno, was ever sincerely unselfish patriotic, and a lover of mankind and of freedom of conscience. He may have been sometimes too eager for Japan's adoption of the Occidental civilization. Yet he was a sincere patriot and deserves immortal renown, because of his services in promoting the good name and prosperity of Japan. W. Elliot Griffis.

Jan. 9. 1927 (119)

と書き森が熱烈なる愛国者であることを証言するほどになつたグリフィス（William Elliot Griffis）を最初に森に紹介したのは、とりもなおさず、フルベツキその人であつたのである。当時、福井藩の藩校のお雇い教師であつたグリフィスが廃藩置県で福井の藩校をやめて東京にもどつた時、フルベツキは、グリフィスをまつさきに、森と福沢のところにつれて行き、彼等に紹介しているのである。（120）このことからも、フルベツキ、グリフィス、森、福沢らが、いかに近い関係にあつたかがわかるのである。又森がアメリカに矢田部良吉、外山正一（121）らをつれてアメリカ駐在小弁務史として赴任する際に、フルベツキは、森らの紹介をかねて、教団本部のフェリスあてに、1871年（明治4年）1月21日付の手紙を託しているのであるが、その手紙の中で、森一行は、極めて聰明で英語も自由に話せる人々であると紹介した上で、フルベツキ自身の活動について長い手紙を書く時間的な余裕がないので、もし、フルベツキ自身の消息と彼の仕事ぶりを詳細に知りたい場合には、森と矢田部に聞いてほしいといつてゐるのである。森とは公議所で共に仕事をし、矢田部は、南校の教官であつたから、（122）彼らは共にフルベツキの仕事ぶりについては当然よく知つていたわけである。又、フルベツキと森との親しい関係を物語るものとして、森がアメリカへ出発するに際して、当時彼の書生で

あつた 17 才の高橋是清をフルベッキに託しているという事実をあげることができる。高橋はこの間のいきさつを次のように物語ついている。「森先生は、私を日本に残すについて、萬事をフルベッキ博士と當時大学大丞であつた加藤弘之さんとに託して出発された。自分も一心不乱に勉強して、他日森先生が適当の機会に呼び寄せるといわれたその日のくるのを、ひたすら待ちわびていた。」(123)

この事実からも、長崎から江戸に出てきたばかりのフルベッキと英米留学から帰つたばかりの森とが、短期間のうちにいかに意気投合した間柄となつていたかがわかる。そのことは、極めて重要なことといわざるをえない。というのは、森とフルベッキとの間には意外ほど近い思想的な関係が認められ、共に、ジエフアソンの自然の貴族制に通ずる考え方をいたしていたといえるからである。フルベッキが最高顧問をつとめていた公議所で、森が議長の役割をつとめていたことは、さきに述べた通りである。その森が、「米国は今隣国を去ること漸く二百年、國家の大小となく悉く萬民と謀り、公平正大の政事をなす」(124) とフルベッキ同様、アメリカの共和政治を高く評価していたことは広く知られているところである。このような森の考え方は、森の心の中で確固としたものとなつてあり、1884年、つまり、明治の17年に至るも變つてはおらず、持ち続けられていたもので、彼が1884年に英文でものした

"On a Representative System of Government for Japan" にも、(125) 又最近林竹二博士によつて発掘された森に関する新資料「小説筆記」にも明らかのことである。しかも、「小説筆記」においては、「参政の材量に差等あること」を指摘する一方、「納税と参政と区別あること」を主張しており、まさにジエフアソンの自然の貴族制と相通する考え方の持主であつたことがわかるのである。すなわち、森は、「参政の材量に差等あること」において、

「……蓋人各資性賢愚の別あり学識優劣の異

あり決して各人均等同一なると能はず是を以て凡そ利益を進め幸福を増すの目的に由て施行する政務は之を大にしては全国の為めにし之を小にしては一町一村の為めにし固より一人一区の為めにする者に非ず病害を防禦すべき保護方法、身心を発達すべき教育方法其他一般公共の為めにする庶政は無徳無力の人其任を負担するに堪えずして必ず有徳有力の人に依頼するは自然の情勢に悖る」ものなることを指摘した後、「納税の参政と区別あること」において、歐米諸国の納税代議制なるものについて言及し、「納税するの人必しも才良なるに非ず、租税を納れざるの人必しも暗愚なるに非ず」と納税と参政との二者を分けるべきことを主張し、富や出生からきりはなされた徳と力(才能)による統治の確立を主張しているのである。このような彼の考え方は、さきにふれた「信教自由論」(Religious Freedom in Japan) の中にも認められる考え方であり、(126) 見落すべからざる点といえる。しかして、このような徳と力(才能)による統治体制の確立のためにこそ、彼は、知識が階級のいかんを問わずすべての人々の間に広く普及していること(彼は、ジエフアソン同様 "the diffusion of knowledge" という表現をしばしば用いている)の必要をとき、その中から、有徳有力の人材が選び出されることの必要なことを主張し、そのために、教育制度が確立されなければならないことを、くりかえし述べているのである。(127)

かくして、フルベッキは、以上みてきたところから明らかのように、確かにジエフアソンの自然の貴族制とも相通する考え方をもつていたといえる森と共に、公議所において活躍することになるのであるが、そのかたわら、順に段階を追つて、有徳有力の士、つまり、エリート養成のための高等教育機関(すなわち、当時は開成学校)を整備拡充し、これをしつかりした巾広い礎石の上にのせ、大学として確立することを期待されていたのである。この大任に対して、

政府は600円という高額の月給を支給しており、このことからもフルベツキにかける政府の期待がいかに絶大なものであつたかがわかるのである。ちなみに、日本の政府においてもつとも高給をはんていいたのは太政大臣三条実美で、800円、次が右大臣岩倉具視で600円、これは、フルベツキと同額で、参議筆頭の大久保利通となると500円、つまりフルベツキより100円も少ない月給に甘んじていたのである。  
(128)

しかば、フルベツキは、公議所顧問として、又開成学校、大学南校の教頭として具体的に何をしていったのであらうか。まず公議所においては森自身の提案した「封建郡県可否論」が活発に討議され、更に「廢刀論」がたたかわされていたのである。前者は、後、明治4年に「廢藩置県」となり、又後者は、明治9年の「佩刀禁止令」となつて共に実現されたものであるが、当時においては、フルベツキの言葉をかりるなら、「極端な保守派すなわち攘夷党」が、力をもりかえしてきていた時期であり、封建郡県可否論は、純然たる郡県制度の実施反対に落ち着き、「廢刀論」の方は真正面から反対され、満場一致で否決されたばかりではなく、森個人を攻撃する声が天下に満ち、ついに森は辞表を提出、徵士並びに是迄の職を免ぜられ、位記返上を命ぜられるという慘たんたる結果に終つているのである。  
(129)

このような森の提案をめぐつてなされた論争からも容易に推測しうるところであるが、公議所において、特に問題とされたこと、それは、フルベツキらの意図していたことでもあつたわけであるが、何といつても、封建遺制及びそのもたらす身分制の撤廃にあつたということができるのである。彼らの努力は、明治3年(1870)の「庶人の雙刀を佩るを申禁ず」となり、次いで明治4年(1871)の散髪、制服、略制服、脱刀勝手の事」の布告等になつてゐるのである。しかしこうした彼等の努力のうちの最も顕著な現れとしては、外国の新聞においても

賞讃の的となつたといわれている<sup>(130)</sup> 明治4年(1871)に実施された廢藩置県をあげることができる。尾形裕康博士によると、この廢藩置県の政策も、フルベツキの献策になるものだとしておられるが、(131) もしそうだとするならば、この廢藩置県の実施が、単に名実共に中央集権、統一国家の基礎を築き、全国統一の学制施行を可能にしたばかりでなく、倉沢剛博士もいつておられるように、それは全国各地に学校の混乱と生徒の動搖とをひきおこし、(132) 文部省の立序早々、まずこれを処理するよう要請するものとなり、いちはやく全国的な教育制度の樹立、つまり「学制」の制定をせまるものとなつたのである。  
(133)

それだけに、彼、フルベツキの果した役割は極めて大きなものであつたといわざるをえないのである。

しかし、それは、特に、その設置維持の主体を失なつた藩校を生ぜしめ、全国的な教育界における動搖を招くことになり、地方官からは、次々に文部省に伺が出され、全国的規模における学校制度の確立が強く要望されるところとなり、その意味で、「学制」の制定を促進することになつたのである。

かくして、廢藩置県の断行は、明治4年11月12日、岩倉具視を大使とする歐米視察のための特命全権使節の一行が横浜を出発する前に使節団と留守政府との間にとりかわされた「政府皆同」の紳士協定を無視してまでも、「学制」の制定が急がれなければならなくなる原因の一つとなるのである。もつとも、ここで注意すべき点は、留守政府による「政府皆同」の紳士協定の一方的破棄の行為は、ひとり教育の分野のみならず、様々な分野において認められた行為であり、留守政府そのものの

性格が問われなければならない点であるが、それについては後で述べることにする。

とまれ、廢藩置県の余波を受けて、「学制」の制定が急がれることになり、岩倉大使の一行が、アメリカに向つていまだ太平洋上を航行中の1871年(明治4年)の12月2日には、「学制」の起草委員である12名の学制取調掛が各分野から任命されて、留守政府のみの意志によつてその公布の第一歩が、具体的におし進められることになつたのである。(134) 12名の学制取調掛のなかには、周知の通り、箕作麟祥、岩佐純、内田正雄、(135) 長英、瓜生寅、木村正辞、杉山孝敏、辻新次、長谷川泰、西鴻訥、織田尚種、河津裕之らが含まれていたのであるが、このうち、織田は事務官として庶務的役割にとどまつたろうといわれ、他の11名のうち杉山と西鴻は外から文部省に入つた人々であり、残りの9人はいずれも旧大学の教官であつたといわれている。そのうち、長は漢学者であり、木村は国学の大家であつた。この長と木村兩人は共に、昌平学校、大学本校の系列から選ばれた人々であり、「学制」の立案にあたつては漢学派、国学派の意見を代表する人々であつたといわれている。つぎに、長谷川と岩佐は、ドイツ医学系の洋医学者で、大学東校、すなわち医学校の系列から選出された人々であり、「学制」草案の付属病院についての規定を起草したといわれている人々である。これに対して、他の5名すなわち、箕作、内田、瓜生、辻、河津は、いずれも洋学者でありフルベツキが教頭をしていた大学南校すなわち、開成学校の系列から選出されているのである。箕作、辻、それに佐沢太郎の翻訳した「仏国学制」を校閲した河津は一応フランス学者とみなされ、「和蘭学制」の訳者内田はオランダ学者であり、瓜生は英学者とみなされている。(136) しかし、彼らの多くは蘭学から洋学に入り、後英学又はフランス学を攻窮するに至つたと考えられる人々が多く、せまい意味における専門家ではなかつたのである。その上、彼等は、フルベツキが明治3

年4月21日付のフェリスへの手紙に認めていた開成学校又は大学南校における翻訳事業に参加していたと考えられる人々であり、よく気心を知りあつた人々であつたと推測されるのである。すなわち、フルベツキ自身「これまで我々の大学(our college)で翻訳され、出版されたものとしては、フランス語からはナポレオン法(Code Napoleon)<sup>(137)</sup> 英語からはペリーの政治経済学(Perry's Political Economy)、オランダ語からは、フンボルトのコズモス(Humboldt's Cosmos)<sup>(138)</sup>がある(139)」と教団本部に報告しているのであるが、これらの翻訳事業は、結局フルベツキと、さきにあげた「学制」取調掛に任命された人々をも含む開成学校の教官達との協力においておこなつたものと考えられるのである。特に、「学制」の起草にあたつて直接参考とされたと言われている(140)「仏国学制」の内容がナポレオン法の一部であるということもあり、その翻訳者、校閲者であつた河津や箕作らとフルベツキとの間に密接な関係ができるあがつていたであろうことは、もはや、疑う余地のないことといえるのである。特に、まず蘭学に志し、次いで中浜に英学の手ほどきを受け、更にフランスに留学した経験のある箕作と、オランダ語、フランス語、英語のいずれをも自由に使いこなせたフルベツキとの間柄がいかなるものであつたか容易に想像しうるのである。事実、箕作は難問にぶつかるたびごとにフルベツキの意見をきいていたといわれているのである。もう一人の「学制」の起草にあたつて大きな役割を果したといわれている内田についても同様のことがいえるのである。彼は、幕末すでにフルベツキの生れ故郷であるオランダに留学した経験があり、(141)その点でも内田とフルベツキの関係は密接になりうる要素をもつていたといえるのである。又若手の委員として、大いに活躍したといわれる辻も、(142)当時、加藤弘之や杉孫三郎らと共にフルベツキの教えをうけていた、いわば、フルベツキの門下生といえる人々であつたのである。(143) このようにみてくると、「学制」の起草委員達、とりわけ開成学校

系の5名の学制取調掛達は、フルベツキといふ陰の人物を媒介として箕作と内田を中心にインフォーマルなグループとしてもよくまとまりえたものと考えられるのである。

かくして、「学制」は確かに「万国学制の最善良なるものを採り」モザイク的な採択の手法において起草されたものであつても、けつして無方針にそのような手法がとられたわけではなく、アメリカ的なラダーシステムをとる学校制度を、フランス的な中央集権的教育行政組織を通じて管理しようとする組合せ自体に、すでに、ジエフソンが、スコットランド的ラダーシステムの学校制度とフランス的な世俗的中央集権的教育行政組織とを組合せ、自然の貴族制を実現するための手段を整えようとしたのとすぐなくとも共通の意志が働いていたように考えられるのである。しかし、このような、巧妙な組み合せを考えついたのは、やはりなんといつてもヨーロッパもアメリカも共に自らの体験を通じてよく知つていたフルベツキではなかつたかと考えられるのである。<sup>(144)</sup>特に、フルベツキが、アメリカにあこがれ、アメリカになつたつもりでいたこと、しかし、日本に来てからもアメリカの独立宣言や合衆国憲法をテキストに選び、一貫して、封建制及び身分制の撤廃を建議しつづけていただけに、上記のような「学制」の起草にあたつてとられた基本方針ともいえる組合せのアイデアは、フルベツキが考え出し、かつては、フルベツキの門下生でもあつた文部卿大木喬任、あるいは「学制」起草委員の委員長格とみなされる箕作あたりにそれとなく示唆されたものではなかつたろうかと考えられるのである。明治5年1月には、早くも「学制」制定に関する上申<sup>(145)</sup>が出され、

- (一) 「万国学制の最善良なるものを採り」
- (二) 「内外之便宜を斟酌し先全国の人口に基き土地の広狭に隨い天下を大別して七八部に分一部内に大学一処中小学若干処を置き」
- (三) 「無用之雜学を淘汰し大中小学の制例を

### 建立し】

#### 四) 「検査の法を詳にし必ず其階梯を誤らしめず」

という「学制」制定にあたつての基本方針が打ち出されているのである。この上申書は、大木の名で出されているが、この上申書の内容が「何もかも悉く米国でやる通りの事をやれ<sup>(146)</sup>」といつた調子の非常な欧化主義者ではあつたが、もともと漢学者で、何處やら茫つとしたタイプの人であつたといわれる大木自身に考え出されることではなかつたように思われるのである。すると大木の背後にフルベツキを考えないわけにはいかなくなるのである。

つい二、三年前までは、和漢洋三学派の三つともえのはげしい抗争にあけくれ、それ故にこそ、一度は制度化の試みられた大学校が、分裂廢止されなければならなかつたいきさつさえあつたことを考える時、しつくりいかなかつたはずの大学本校、大学東校、大学南校の系列から、それぞれ2名、2名、5名といつたぐあいに起草委員が選ばれ、よくこれらの人々によつて、任命されてからわずかに1ヶ月余りの短期間のうちに基本方針が定められ、更にそれからほど1ヶ月余りの間に成案をうる<sup>(147)</sup>という離業が出来たものと感じ入らざるを得ないのである。そこには、よほど強力を説得力のあるリーダーシップが發揮されたものと考えざるをえない。しかし、そのリーダーシップを「学制」制定にかんしては全く陰の人であつたフルベツキに求めることは、うがち過ぎたて推測であろうか。彼がどのような人間であつたかを考えるとその可能性は十分あつたといわざるを得ないのである。

まず、フルベツキが語学に関して天才的な才能をもつていたことである。当時、我国の學問分野が、国学、漢学、洋学といつた具合に大別され、更に洋学は蘭学、英学、仏学という具合に、國別ないしは媒介とする言語が何であるかによつて分化されており、おたがいに、対立抗争を続ける傾向さえみられたのであるが、フルベツキが、そのような状況の中にあつて、オラ

ンダ語、英語、フランス語、ドイツ語の正規の訓練を受け、更に日本語さえも自由に駆使しうるようになつてゐたことは、非常な強みであり、「学制」が「万国学制の最善良なるものを採りて制定されることになつた時、調整役として彼ほど頼りにされたものはいなかつたと考えられるのである。否、もし彼のような黒幕がいない場合、「万国学制の最善良なるものを採る」という方針さえ樹立しえなかつたのではなかろうかと考えられるのである。

次いで第二に、フルベツキが、大儀見師もいつているように、おどろくほどの該博な知識の持主でもあつたことである。これは、彼がオランダで5年制の中等教育機関における高等普通教育を修めたあとで、高等専門教育機関とみなされるユトレヒトのボリテクニツク、インスティテューションに学んだ後、ニューヨークのオーバーン神学校に学び、医学以外は、自然科学上の知識から神学上の知識に至るまで極めて広範囲にわたる学問を一通りおさめており、あらゆる種類の質問に答え得たことである。特に、宣教師でありながら、彼が、自然科学に関しても正確な知識を持つていたことが、この種の知識を渴仰していた当時の気鋭の武士達の信頼を得るのにどれほど役立つたかは、改めていうまでもないことである。

第三に、彼が、実に多くの種類の人々と交つていたことである。しかし、大隈、副島をはじめとして多数の門下生達が政府に仕えていたことが、どれほど彼の立場を有利にしたかは容易に想像しうるところである。事実、「学制」に關係ありとみられる人々の中には、親しい友人関係があるいは師弟関係にあつた人々が多数見出されるのである。有力な起草委員であつた箕作並びにその他の人々との関係については、すでに述べてきたところであるが、更に、「学制」制定に政治的側面から大きな力のあつた大隈や大木をはじめとし、江藤新平や後藤象二郎にいたるまでの重要人物が、すべてフルベツキの長崎時代の門下生であり、更に、その上、

「学制」の起草に関して、間接的にではあれ、大きな影響力を持つていた福沢や森とは、極く親しい友人関係にあつたのである。

第四には、彼が、技術者でもあつたところから当然のことと考えられるが、非常に現実を重んずる性格の持主であつたことである。彼のこの現実をけつして無視しない性格は、一見、彼が保守主義者であるかの如くにさえ見えるほどであつたのである。グリフィス自身フルベツキの性格に関して、「フルベツキは神学理論においても、又、教会制度(organization)においても保守的であり、そこに彼の限界があつた<sup>(148)</sup>」とはつきりいいきつているのであるが、筆者の目からみるならば、彼は単なる現状維持や、伝統復帰を夢みるような意味における保守主義者ではなく、たとえいかに高い理想を持つていようとも現実を簡単に無視するような空想家ではなかつただけのことであつたと思われるのである。このような現実家としての彼の性格は、日本の憲法制定にかんして、その政治制度をどう整えるべきかといつた諮問に対して、彼自身がいかにアメリカの憲法を重視し共和制を信頼していると、そのアメリカの民主的な制度をそのまま日本に直輸入すべきではないという態度をとつており、その理由として、いつも「封建制から、いかに共和制(republicanism)に移行させようとするかは、あたかも、いかに生きるひよこを生ませようとするようなものである。<sup>(149)</sup>」といつてゐることにもよく現われている点である。しかし、このような慎重なそして一見保守的にさえみえる現実に対する感覚こそが政府高官、特に岩倉に気に入られるところとなり、重く用いられる原因となつていたものと考えられるのである。ちなみに、彼は岩倉からその3人の子息の教育を委ねられ、さらに彼等の米国留学について斡旋を行つてゐるほど信頼されてゐたのである。<sup>(150)</sup>

このようなフルベツキの現実重視の感覚が「学制」にも反映しているといつては行きすぎ

であろうか。「学制」がジエフアソンの公教育法案における自然の貴族制の原理とも一脈通ずる考え方をもつてながら、ジエフアソン案と根本的に異なる点の一つは、ジエフアソン案が民選の学務委員(alderman)の制度を通じて、教育行政に対し民意反映のための仕組を取り入れているのに対し、「学制」がそれを欠いていたことである。「学制」においては、すでに述べた如く、学区取締は、地方の名望ある者の中から地方官によつて任命されるものと規定されていたにとどまり、フランスの教育制度において認められているほどの民意反映のための措置も講ぜられてはいなかつたのである。しかして、このような措置はいかなる形においてであれ、我が国に共和制の原理を導入する場合には、極めて慎重な態度がとられなければならないことを強調し、絶えず警告を発していた小弁務使時代の森有礼の主張(151)とも相通ずる配慮によるものであつたといえるのである。しかして、このような配慮は「何もかも悉く米国でやる通りの事をやれ」といつた調子の盲目的な欧化主義者の手によつてなしうることではなく、結局、ヨーロッパもアメリカも共に体験を通じて知つていた人々、つまり、森やフルベツキらの助言によつてなされたのではなかろうかと考えられるのである。

第五には、彼がすぐれて、目標指向的(goal orientation)な性格の持主であつたことである。すなわち、彼の慎重で、実際的な感覚は、はつきり自覚された対象に対しては十二分に發揮されてはいるけれども、彼の生活のあらゆる面において、抜け目なく発揮されていたわけでは、けつしてなかつたのである。このようを彼の性格を知る上に極めて興味深い一つのエピソードがある。それは、彼が、自分ではアメリカ人であると信じ、又他の人達も、アメリカに帰化したオランダ人であると思つていたにもかかわらず、うかつにも実際には、無国籍人となり、文字通り国際浮浪者となつてしまつていたことである。すなわち、オランダの国籍は出国後5年

間そのままにしておけば、自動的に無効になつてしまふことを知らずにいて、オランダ国籍を失ない、当然とれるつもりでいたアメリカ国籍が、滞米期間が短かかつた等の理由でとることができず、ついに無国籍人となり、帰化法のいまだ制定されていなかつた日本において1891年(明治24年)になつてからうじて時の外務大臣榎本武揚から、多年の功労に報いるための特別措置として、特別旅券(special passport)を発行してもらい、はじめて、法の保護の下におかれるという有様であつたのである。(152) 彼こそ、実に我を忘れて、仕事に没頭するタイプの人間であつたといえるのである。このことは、彼が長崎から江戸に招聘された時、家族をアメリカに帰し、単身で江戸に赴いていることなどにもよくあらわれていることである。(153) しかし、彼にとつて、最高の目標は、彼自身の言葉を用いるならば、「名声は無であり、眞の結果のみがすべて(154)」であり、眞の結果とは、いうまでもなく宣教師として、神の恩寵を伝えることによつてその大いなる恩寵に答えることであつたのである。具体的にいつて、彼の最大の関心事は、いかにして、日本政府に、キリスト教の禁制を解かせるかということにあつたのである。しかし、このことについては後でふれることにして、ここでは、彼のこのよう偉大なる目標を目指してその目標達成のため自らの一生を捧げた彼の性格についてみたいと思う。グリフィスは、フルベツキのこのような性格について、確かに彼は日本人を信頼し、アメリカ人、オランダ人を愛し、その人々のために喜んで奉仕し、死ぬことのできた人ではあつた。しかし、だからといつて、これらの人々のいずれに対してもけつして媚びたり、へつらつたりすることのない人でもあつたといつてゐるのである。しかして、「彼は、彼の家のある三つの国すなわち、日本、アメリカ、オランダの國々をそれぞれ愛したそれ以上に真理を愛した(155)」人であつたといつてゐるのである。

彼のこのよう性格は、彼の助言活動においても、おのずと公正無私な態度となつてあらわ

れることになり、特に彼のこのような性格の現われた例としては、まず、将来医学教育の範とすべき国は、オランダかイギリスかドイツかと聞かれた際に、躊躇することなく、オランダを捨て、ドイツを選ぶべきであると建言していること、(156) 更に、彼が教頭として、実質的を管理運営にあたつていた開成学校においても、「諸芸学は仏に取り、鉱山学は獨に取り、法学理学工業学は之を英に取(157)」という方針が立てられ、それに応じて外国人教師の割合も、フランス人5名、ドイツ人5名、アメリカ人5名、イギリス人6名となつていてことなどにあらわれているといえる。(158) こうした彼の性格は、当時の日本人に私心のない人、高潔な人格の持主として尊敬されるところとなり、ついには「米国の聖人(159)」とさえいわれるまでになつていたのである。

以上のようにみてくると、「学制」にみられるあの「万国学制の最善良なるものを採り」とする折衷的性格は、彼ならではという感が増々強くなるのである。しかし、「名」を求めることなく、「真の結果」を得るためにのみ、ひそかに働くことを好み(I like to work silently)自らのをしていることを公表することを好まなかつばかりでなく、キリスト教に対する偏見の強かつた日本において、自らに課した最終目標を達成するため、フェーリスらの熱心をすすめがあつたにもかかわらず、彼は意図して、日本における業績一切の出版を固辞しつづけていたのである。しかして彼は、フェーリスあての手紙の中で、彼があえて秘密を守つてきたためにそれがどれほど岩倉ら政府主腦部の信用を得ることになつたか繰り返し述べているのである。しかし、彼のよう見えざる者に対してのみ忠実であろうとし、自らの為し遂げたことをこの世に書き残しておくことには何ら未練を感じなかつた彼の性格が、我々の仕事を極めて困難なものとしていると同時に、我々に、つきせぬ興味ある問題を提供してくれているともいえるのである。従つて、「学制」とフルベツキとの関係も傍証する以外に途はないといえるのである。

しかして、その傍証かためをするためにも、この「学制」の制定に様々を意味において、深いかかわりをもつことになる彼の為し遂げた一つの大きな仕事について検討する必要があるようと思われるるのである。

### (3) 岩倉使節団派遣の立役者フルベツキと「学制」の制定

フルベツキの為したいま一つの大きな仕事というのは、いまでもなく、岩倉具視を特命全権大使とする使節団の欧米派遣に関する事である。この使節団の欧米派遣に関しては、海外布教団本部のフェーリスあてに出した1872年(明治5年)8月1日付の手紙において、フルベツキ自身はつきりと次のように言つているのである。

「この使節団は私の提出した建白書にもとづいて組織されたものです。(その建白書は、誓つていいますが、二年以上も前に提出したものです。)このことが、岩倉や天皇の耳に入り、私から改めて建白書が提出されて以来、わずか2ヶ月で、使節団の出発となつたのです。(162)」

このことは、フルベツキが、長崎から江戸に呼び出されてまもなく、すなわち、1869年(明治2年)の6月11日に、かつての彼の門下生大隈(当時会計官副知事)を通して、政府に使節団派遣のための建白書を提出しているのであるが、そのような建白書をすぐさま政府に提出することは、時期的にみて望ましくないと判断した大隈は、その建白書をそのまま彼の手許にとどめておいたことをさしているのである。しかし、それから二年経過して、日米通商条約をはじめとする各国との条約更新の時期がせまつてくるにつれ、使節団派遣の必要が一般にも認められてくるようになるや、大隈は、須合をみはからつてその建白書を僚友にみせたところ、それがひそかに、政府首脳すなわち、岩倉の耳に達したというわけなのである。

フルベツキ自身の書いた手紙によれば、彼は、大隈がすぐさま建白書を提出しなかつた理由と

して、攘夷思想が復活して来た折から、もし大隈が、その建白書を誰かに見せれば、多くの保守主義者達から、キリスト教に改宗した者としてすでに疑いをかけられている大隈は政府内における地位を失なうおそれさえあると大隈自身からいわれたといつているのである。(163)

ところが、1871年(明治4年)10月26日になつて、フルベツキは、岩倉から呼び出しを受け、直接建白書のことについて問われ、三日前に、建白書についてのうわさはきいたがまだみていないのでその内容について説明するよう要望されているのである。しかし、実際には、岩倉は、もつと早くからフルベツキの建白書のことを聞いており、明治4年(1871年)の9月5日に、大隈あてに、「然者過日御疇有之候之條約改正に付、米人フルベツキより建白書、当省中捜索候處無之、定而大蔵省にも可有之歟、一應御取調御廻し有之候様致度、此段申入候也。(164)」といふ書簡を送つているところから、二年前のフルベツキの建白書は紛失してしまつたものらしく、改めて岩倉自身から直接フルベツキに問い合わせがあつたものと考えられるのである。

フルベツキは、三日後に再会を約して、10月29日、もう一度建白書をたずさえて岩倉を訪れているのであるが、その建白書に基づいて使節団派遣のための計画の原案が作成され、それとともにフルベツキは多くの人々と交渉を重ねながら、使節団の組織のために自ら骨折ることになつたのである。かくして、グリフィスもいつているように、フルベツキは、まさしくこの計画の発起人(originator)となり、組織者(organizer)となつたのである。(165)

ところで、フルベツキ自身の手になるこの岩倉使節団欧米派遣のための計画書の原本はフルスキヤップ(166)12頁に及ぶものであり、一行の中には、すべての政治的党派、各宗教上の宗派が代表されているべきこと、使節団の組織、旅程、人員、目的、調査研究の方法等が詳細に示されていたといわれているのである。(167)

しかして、その計画に従つて、よく知られて

いるように、右大臣岩倉具視を大使とし、参議木戸孝允、大蔵卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務小輔山口尚芳を副使とし、更に、各理事官、書記官、随員等48名(この中に、8~9名のフルベツキの門下生が含まれていたといわれている(168))の外に、津田梅子ら5名の女子留学生をも含む50名以上の留学生が加えられ、總員実に107名にのぼる視察団が組織され欧米に派遣されることになつたのである。周知のことく、この視察の第一の目的は、諸条約改正の準備であり、特に治外法権撤廃の準備であつたのである。しかし、フルベツキ自身「どうして、彼等は近づきつつある条約の改正の難局を乗りきることができるであろうか……私の計画を実施することにより、どうして彼等は、自らこの大任を果すだけの資格を身につけることが出来るだろうか(169)」といつているように、この条約改正には、非常に多くの難問題が含まれていたのである。しかして、政府も又この難問題を一挙に解決しようとはしておらず、むしろ、第二の目的により大きな力が注がれていたといえるのである。すなわち、欧米先進諸国の殖産興業の施設改良、諸制度の実際、法律、理財、外交の在り方及び教育の普及改善等をつぶさに調査研究し、廢藩置県を断行したばかりの日本の近代化をどのように推し進めるかに関して必要とされるあらゆる知識を先進国から直接手に入れようとしていたのである。しかして、そのような知識にもとづいて近代日本の基礎を据えて、やがて、いつの日にか条約の改正をなしとげようとしていたのである。

かくして、使節団には、先進国の実情を調査研究するための大がかりな調査団が組織され、つけてわえられることになつたのである。それは三つの課よりなり、その第一課は制度法律関係、第二課は理財会計関係、第三課は教育関係をそれぞれ担当することになり、更に各課に、各専門分野の調査研究するための部門が置かれることになり、各省から、それぞれ理事官が派遣されることになつたのである。すなわち、「諸

省より大丞邊にて老人づつ各国隨行之上各事務注目する處の國々に御残之こと(170)」とされたのである。教育関係の第三課の理事官としては、周知のごとく、文部省から田中不二麻呂大丞が派遣され、かつてフルベツキの門下生でもあつた中島永元をはじめ、ポンペに師事していた長与秉継、近藤昌綱、今村和郎、内林良蔵といった人々が隨行として加えられ歐米における教育の改善及び普及の程度に関する詳細を調査研究が行われることになつたのである。又一行の中には親しくフルベツキの教えを受けたことのある何礼之が木戸をたすけて教育のことを調べることになつていたこともよく知られているところである。(171)

しかし、彼等のアメリカ、イギリス、フランス、ベルギー、ドイツ、オランダ、スイス、デンマーク、ロシアの計9ヶ国における視察、調査の結果は、調査旅行の途上から刻々文部省に報告され、「学制」制定のための資料として(172)も利用されたであろうといわれているのである。彼等の帰国後、その成果は「理事功程」としてまとめられ、報告されているのであるが、(173)これらの成果と、それがいかに帰国後、教育制度改革に役立てられたかについては、後でふれることにして、ここでは、フルベツキの建言によつて派遣されることになつた使節団の第二の目的、すなわち、先進諸国の実情調査の中に教育に関することも含まれており、その情報が「学制」の制定にあたつても利用されたらしいこと、及び、田中がアメリカの教育制度を極めて高く評価していたこと等から、「学制」にアメリカ的考え方の盛り込まれる可能性は、そのような面からも、充分ありえたことの二点を指摘するにとどめたいと思う。

ただここで注意しておきたいことは、フルベツキが提案し、彼自ら計画をたてた使節団の派遣は、確かに、以上二つの目的を持つものであつたが、それはあくまで、表向きの目的であり、フルベツキ自身は、全く別のことを使節団に期待していたことである。それはキリスト教禁制

の解除であり、我国における宗教の自由の原則を確立することであつたのである。しかして、そのためには、日本政府の高官達に、一度、「キリスト教こそが、まことの文明を支える力の中の力である(174)」ことを実際に見聞させることであると気づき、あえて、このような使節団の派遣を建議し計画を立てたのである。(175)フルベツキは、1872年8月1日のフェーリス あての手紙の中で、ひそかにしかし、はつきりと、「これらのことすべては(フルベツキが使節団派遣のために日本政府に協力したことをさす一筆者)我々の本心の最も近くにあるもの(that which lies nearest our heart)にくらべると、全く無に等しいことなのです。(176)」といつていいるのである。しかし、ひどい迫害と誤解にとりかこまれながら、12年間にわたつて忍耐強く日本人の信頼をかちとるため骨身をおしまず努力してきたのも、結局、宣教師としての任務を効果的に果すためであり、他の宣教師達や領事達がうらやむような政治的な立場、すなわち、地位と名声を得るために努力ではけつしてなかつたことをくりかえし述べているのである。(177)しかし、できることなら、むしろ、他の宣教師達のように、静かに彼本来の仕事に没頭したいとしばしばもらしているのである。(178)この間の事情をフルベツキに代つて、曾弥達蔵や箕作佳吉らと共に、フルベツキの家に書生として住みこんでいた高橋是清が、「元来フルベツキ先生は、最初に來朝せられた時宣教師として来られたのであつたが、その主義とするところは、ただやたら教理を弘めるだけではいかぬ。その根本は教育でなければならぬというにあつたから、本職の宣教師の方よりはむしろ政府の雇ひ人として、教育の事に力を注がれた。(179)」と代弁しているのである。

事実、彼は、岩倉ら遣外使節団の一行を送り出し、その効あつて、彼が長いこと待ちのぞんでいた日本におけるキリスト教の禁教が解除されると日本の政治的な場面からは、次第にその身を引いてゆき、その無類の精力を日本のキリ

スト教会の設立とその普及のために傾注していくことになるのである。(180)しかし、大学南校時代から、日本政府より手厚い給与を受けていた関係上、仲間の宣教師らはひそかにこれをねたみ、かつ、非難するなど、宣教師仲間から白眼視される傾向がすくなくからずみうけられ、それが、キリスト教会の関係者達にも意外なほど早く忘れ去られる大きな原因となつたものと考えられるものである。(182)と同時に、彼は、何ら傷つくこともなしにスムーズに日本政府から離れていつたのでもなかつたようである。その間のいきさつについて知ることは遣外使節団の派遣と「学制」との関係、及び「学制」そのものの性格を側面からではあるがよりよく理解する上にも非常な助けとなることのように考えられるのである。

フルベツキ自身がいまだ岩倉をはじめとする遣外使節団の一行が欧米を視察している間の1873年(明治6年)2月22日に書いた手紙によれば、使節団を送り出した後も毎月一度づつ海外布教団本部に書くことになつていて手紙を書く暇もないほど忙しい日々を送つていたことがわかるのである。すなわち、彼は次のように語つているのである。

「私が御無沙汰を続けておりますのは、けつして、忘却のためでもなく、又よくある怠慢のためでもありません。たゞ全く時間がなかつただけのことです。500名近くの学生と、四つの異つた国籍をもつ18名の教師の監督をし、自宅に帰つてからも、多くの指導、助言の申し込みを受け、たえず、何かかにか重大な改革問題をかかえこみ、その上、大家族ときては……私は、睡眠時間を切詰めざるを得ない状態にあり、その結果、私は非常に神経質になり、神経がまひ状態になつてしまつてゐるのであります。このような心身ともに衰弱し神経質になつてゐる状態から立ち直るために、たとえ、積極的な意味でのリクリエーションとはいえないまでも、私には気分の転換をする必要があり、そんな意味で、これから、7

ヶ月間の休暇(a seven months leave of absence)を請求することに致しました(183)」  
しかし、次の手紙は1873年(明治6年)7月10日にスエズから書いているのであるが、その手紙によれば、彼は、その後7ヶ月の休暇をとることに成功し、4月16日にスエズ運河経由で、横浜から英國に向い、6月14日にロンドンに到着しているのであるつまり、彼が休暇旅行に旅立つたのは、文部卿大木が参議に昇格したため事務ひきつきのため3月田中不二麻呂が岩倉使節団一行より一足先に帰国してしまもなくのことであり、又6月にデイヴィッド、マーレイが着任する以前のことであつたのである。フルベツキは、ロンドンから急きスイスまでひきかえし、そこで帰国の途にあつた岩倉に会いにいつているのである。岩倉に会つてから後、もう一度スエズまで出て、そこから再び英國にもどりフルベツキ夫人とおちあつて、休暇旅行を楽しみながらアメリカをまわり、10月1日、つまり岩倉一行が9月13日に帰国した18日後に、再び日本の土をふんでいるのである。(184)7ヶ月にわたる長い旅からもどつたフルベツキが帰国後、早々、かつての職場において経験したことは、けつして気持のよいものではなかつたといわれている。(185)当時、東京開成学校において、化学の教官として、フルベツキの下で働いていたグリフィス自身の伝えるところによるならば、それは、1874年(明治7年)のはじめ、つまり、出張グループの帰国後におこつた東京における教育行政、とりわけ、大学管理に関する一大改革のためであつたといつているのである。しかしてグリフィスの言葉を借りるならば、派閥政治と縁故ひいき、猶官等の百鬼夜行が、かつては、そのようを無駄な諸力からは解放されていた教育行政の分野にまで、にわかにはびこるようになつたといつているのである。政府がある一つの藩の出身者のみによつて実際は動かされるようになつたという事実は知つていたけれども、最初それが何を意味するものであるか理解しえなかつたが、まもなく、それは大学

の人事においても、教育のあるそして教養のある人々がしりぞけられ、政治的手腕のある人々にあきかえられるようになつたことであり、グリフィス自身も、その他の人々と共にかつて受けたいた礼儀正しさと感謝の念とはうつてかわつた礼儀正しさからはほど遠い態度であしらわれるようになつたといつているのである(186)

このようないきさつのあつた後、帰国後わずかに2ヶ月にして、フルベツキは、左院に移され、更に1875年(明治8年)8月には元老院に移管されることになつた正院の翻訳局に雇入れられているのである。契約期間は満五年とされ、その任務は「半ば法制課の翻訳質問に従事すべき事(187)」とされ、更に、但し書において、「出仕の儀は其都度々々本局並法制課長より可相達事(188)」とされ、今日の言葉でいえば、非常勤の嘱託あつかいにされ、その月給も400円とされ、南校教頭の時の600円より200円もすくなくされているのである。これは、明らかに一種の左遷であり、政府から敬遠されたものであるとみることができるのである。しかも、翻訳局での彼の仕事は後に述べるように、もはや南校教頭時代の仕事ほど重要なものではなくなつていたといえるのである。

どうしてこのような事態が起つたのであろうか。先ず、第一に疑問となる点は、岩倉ら一行が、欧米視察に出かけたあと、「政府皆同」の約定(紳士協定)が結ばれ、「内地の事務は大使帰国の上大に改正するの目的なれば、其間成丈新規の改正を要す可からず(189)」という申し合せがなされていたにもかかわらず、何故にフルベツキは、定められた月一回の海外布教団本部への報告も満足に書けぬほどいそがしい日々を送らねばならなかつたのであろうか。又何故に、神経衰弱になるほど、睡眠時間をへらしてまで、重大な改革問題とり組まさるをえなかつたのであろうか。しかも、その後、何故にはるばるスイスまで岩倉の御気嫌伺いに急がねばならなかつたのであろうか。又そのような骨身をおしまぬ精進と配慮とともにかかわらず、彼

は、何故に政府から敬遠されねばならなかつたのであろうか。

まず岩倉ら政府首脳部が、海外視察を行つておよそ20ヶ月のうちにどのようなことが國內において行われたか、年表をとり出して調べてみるとならば、ざつと目を通しただけでも、様々な革新的な改革が精力的に推し進められていたことがわかるのである。「学制」が施行され、徵兵令が発布されキリスト教の禁教が解除されたことがまず眼に入つてくるのであるが、その他にも、土地の永代売買の禁令が解かれ地租改正の条例が公布され、国立銀行条例が出され、富岡製糸工場が官営の模範工場として設立され、東京大阪間に電信が開通される一方、東京横浜間に日本最初の鉄道が開通され、太陽暦が採用され、日本最初の燈台が設立されるといつた調子で、改革は従前にもまして、強力におしすすめられていたことがわかるのである。「政府皆同」の申し合せが結ばれていたにもかかわらず、何故にこのような改革が次々になされたのであろうか。一旦、廢藩置県等に代表される大規模な改革に手がつけられた以上、改革の波はあたかもせきをきつたごとくに、連鎖反応をして、とどまるところを知らなかつたといつてしまえばそれまでである。しかし、それだけのことであつたのだろうか。注目すべきことは、これらの改革が、むしろ「政府皆同」の申し合せを意図的に無視して、積極的に行われた感が強いことである。とすればここで我々はどうしても、留守政府の性格を吟味せざるをえないのである。すなわち、明治新政府も、幕藩体制がそうであつたように、勢力均衡の原則の上に成りたつていたといえるのである。しかして、明治新政府にとっての最大の課題であつた廢藩置県も、よく知られているように、薩摩、長州、土佐の三藩から出された1万にのぼる天皇直属の親兵をよりどころとして強硬に実施されたのであるが、その当時の政府首脳は、公卿諸侯をのぞくといわゆる薩摩長州土佐の諸勢力と、その後大限の活躍でおくればせながら台頭して

きた肥前すなわち佐賀勢を加えた、いわゆる「薩長土肥」の四大勢力の均衡の上になり立つていたといえるのである。それはとりもなおさず、時の政府の参議の構成の上にも、西郷(薩摩)，木戸(長州)，板垣(土佐)，大隈(佐賀)となつてあらわれているのである。しかし、参議木戸孝允が、右大臣岩倉具視、大蔵卿大久保利通、工部大輔伊藤博文らと共に遣外使節団に加わり出張した後、内政にかんするかぎり、参議西郷隆盛と板垣が実務に暗く、更に、留守政府のまとめ役太政大臣三条が、岩倉などの政治力をもちあわせていかなかつたため、財政外交等の実務に通じていた参議大隈の政府内における地位は、にわかに上昇し(190)それにともなつて、薩長土にはるかに遅れて新政府に参加した佐賀勢の急速な台頭がみられたのである。しかし彼等はその他のマイノリティー、グループをも刺激して、あたかもこれまでの政治的劣勢を一気に挽回しようとするかの如くにさえみえたのである。事実、フルベツキがこのようなことを予測していたか否かは別として、彼の提案による遣外使節団派遣の事実が、政治的均衡をうち破る結果を招き、その政治勢力の不均衡が、井上久雄博士もふれておられる如く、直接参議の構成にも具体的に現われるまでになつたのである。すなわち、遣外使節団の出発以前においては、参議を1名づつ出すことによつてまもられていた薩長土肥の四大勢力の均衡は、今や、木戸(長州)，西郷(薩摩)，板垣(土佐)，後藤(土佐)，大隈(佐賀)，大木(佐賀)，江藤(佐賀)と長州1，薩摩1，土佐2に対しても佐賀は実に3となり、留守政府内におけるその急速な膨張がみられたのである。(191)

しかし、先にみた、「政府皆同」の紳士協定を無視するだけではなく、大久保の留守中、大蔵省の実権を握つていた長州の井上馨らの抵抗にもかかわらず、財政状態の窮乏をも無視した、諸々の急進的な改革は、結局この劣勢を一挙にとりもどそうとして機会の到来を待つていた佐賀勢を中心とするマイノリティー・グル

ープのそれとない結集によつてもたらされたものと考えられるのである。(192)マイノリティーグループがたまたま機会を与えられると、その改革意識は、とかくせつかちになり、急進的なものとなる傾向のあることはよく知られているところである。明治五年から六年のはじめにかけてなされた強引な諸改革も、その例外ではなかつたといえるのである。しかして、「学制」はこのようない連のドラスティックな動きの一つであつたとみることができるのである。ちなみに「学制」の起草委員と考えられる人々のうちには、明治維新の原動力とみなされている薩摩、長州の出身は、1名もみられず、旧幕臣2名と福井藩出身者(193)2名とを含む、やがて現状維持勢力(status quo power)に属するようになるとはとうてい思われない人々からその委員の構成がなりたつていたということができる。それが「学制」がすぐれて開明的なものとなりえた原因の一つと考えられるのである。

しかも、井上博士の調べられたところによるところ、「学制」公布当時の政府内の陣容は、参議に大隈、学制の直接審議にあつた左院の議長に後藤象二郎、その副議長に江藤新平、文部卿に大木といつた具合に、「学制」の制定に権要な政治的ポストは、すべて、長崎時代以来のフルベツキの門下生達によつて占められていたのである。(194)このことからも、フルベツキは、彼等の知慧袋として利用され、彼等の持ち込む諸々の改革案に徹夜で目を通さなければならぬ破目においやられたものと考えられるのである。

大隈の次のような発言は、この間のいきさつを側面から物語るものであるといえる。

「明治四年に岩倉大使一行が欧米視察に出かけた留守に、留守番を謂付かつたわが輩は、最早彼等の帰るを待つまでもなく、世界の文明はその空気に触れて大凡そ知れ切つていたものだから、何構ふ事はない。先過りしてドシドシ改革を断行してしまえ」というので、片端から手を

着けた。第一に大陰暦を廢して太陽暦に改め、その年の12月3日を直に翌5年の正月1日とした。これはわが伝習的の国民生活の上に至重至大の関係ある容易ならぬものであつたが、一切の俗説を排して大英断を以て決行した。続いて穢多を止めて平民に籍を入れ、四民平等を実行した。それならば、また、人身売買を止めるのが当然だから娼妓を解放すべしと、これでもやつた。又從来行政官が裁判をやる。それ故幾多の弊害が続出して宜しくない。須らく司法を行政より引放して分掌を明にすべしと裁判の独立を勵行した。又徵兵令を布いて武士を廢し、その両刀を腰から奪つた。教育令を布いて全国に小中学を設け、階級の如何を問はず、皆平等に教育を受け得るやうにした。木戸、大久保等が岩倉公を奉じて帰つて来る頃迄に最早改革すべき重なものは大部分改革し終つた。」

といふのである。しかも、明治五年の「学制」の制定に関しては、特に「わが輩は維新前から学校（致遠館）を一つ持つていた関係から、明治五年の教育令發布当時は、政府にいたので、<sup>(200)</sup>偶然にも、直接それに關係することになつた」といひきつているのである。いまだ外國をみたことのない、しかし、それ故にこそ、遣外使節団には、是非、自ら参加したがつていた<sup>(201)</sup>大隈が、「世界の文明は其空気に触れて大凡そ知れ切つて居た」とあえて大言莊語をはきえたのも、実は背後に、フルベツキというブレインがひかえていたればこそと考えられるのである。とすれば、こうした改革が破綻をきたした場合、その責は彼等佐賀勢のみならず、その知慧袋となつていたといえるフルベツキにも当然歸せられるべきものといわざるをえない。果して、功をあせる彼等佐賀藩出身者達を中心とする急進的な諸改革の強行は、まずもつて財政面において破綻をきたし、ひとり留守政府において、ステータス・クオ・パワー (status quo power) の代表として大蔵省をあづかつていた大蔵大輔井上馨は、そのブレーン大蔵小輔渋沢栄一とともに、その役割を投げ出し辞

表を提出するに至つたのである。しかして太政大臣三条実美は、このような功をあせる佐賀藩を中心とする各省内におけるマイノリティー・グループ (minority group) の台頭とそれをおさえようとする大蔵省の井上、渋沢との抗争をまとめきれなくなり、ついに訪欧中の木戸、大久保らに急ぎ帰国するよう命ずることになつたのである。

しかし、このようないわゆる「政府皆同」の紳士協定を無視して強行された諸々の急進的政策はすぐさま、農民の一揆と士族の反乱を招く結果となり<sup>(202)</sup>、政府財政の窮乏ということもあつて、けつして大成功とはいえない状態にあつたのである。こうした留守政府による秕政は出張グループの帰国後、きびしく批判されるところとなり、「学制」も又木戸、田中らの批判にさらされることとなるのである。<sup>(203)</sup>

しかし、幸か不幸かこの内政一般に関する留守政府の秕政は折からわきおこつた征韓論のかげにかくれて、政治責任を直接正面きつて問われることもないまま、政府要人達の関心は征韓論に集中されていくことになるのである。しかして、同じ佐賀藩出身者でありながら、医学校のドイツ人教師ベルツから「するぞうを眼をしている」と評されていた大隈は、<sup>(204)</sup>とりわけ岩倉の信任のあつかつた大木<sup>(205)</sup>とともに、征韓論そのものに関しては、なぞの沈黙を守り続けることにより、岩倉、大久保らと内治優先派にくみし、征韓派と対立することによつて、政府内にとどまつたのに対し<sup>(206)</sup>江藤、副島は、どこまでも、征韓論を主張して<sup>(207)</sup>西郷、板垣、後藤らと共に野に下ることになり、ようやく台頭しかけてきた佐賀グループを中心とする開明的で急進的なマイノリティー・グループ結集の兆は、あえなく、くずれ去ることになるのである。勿論、征韓論においては、佐賀藩のみならず薩摩においても大久保と西郷の対立、長州においても木戸と前原の対立等に象徴される対立がみられ、分裂は、ひとり佐賀藩においてのみみられたのでなかつたことは確かなこと

である。しかし、分裂の痛手が最もひどかつたのは大隈自身がはつきりと認めているように薩長土肥四大勢力のうちで最も弱小勢力であつた肥前つまり佐賀勢であつたのである。(208) しかして、「学制」制定に尽力した大隈自身、征韓論においては内治優先を唱え木戸と対立していた大久保に拾われてはいるが、「学制」の施行期においては、大蔵卿として、明治7年台湾出兵の費用を捻出しながら文部省定額金の増額は財政難を理由にして、これをしりぞけ、時の文部卿木戸孝允に、「大隈は熊か犬か之皮にて  
もかむり候歟(209)」と非難されるほどの豹変ぶりをみせており、参議の威力をもつて、「学制」の公布を強行した、かつての革新勢力を代表するものとしての大隈の姿はすでにみられなくなつていたのである。又田中帰国後における大木の「学制」に対する態度に無視しえない動搖がみられるのも見逃しえない点であるといえる。

しかし、このような事情が、グリフィスに、「ある一つの藩の人々によつて政府が動かされるようになつた。(211)」と感じさせ、「大学人事においても、教育あるそして教養ある人がしりぞけられ、政治的手腕のある人とおきかえられるようになつた(212)」と感じさせることになつたものと考えられるのである。結局、それは一般的には、明治6年10月の政変と呼ばれているこの海外出張グループと留守グループとの対立を含む征韓論をめぐつての抗争に原因するものであつたと考えられるのである。しかし、フルベツキは、この政変の犠牲者の1人となつたとみることができるのである。「政府皆同」の申し合せを無視した留守政府の背後にあつて、その知慧袋となつたフルベツキが10月の政変の犠牲になつたとして、けだし当然のことといえるのである。

フルベツキの開成学校教頭解任に関して、文

部省年報に次のように報告されている。

「明治七年大に学校の体裁を一変す先是教頭ウエルベツキ氏の職に在るや外国教授を総督し教制を区処するを以て校長は惟其事務を理するに過ぎず同氏職を解く以還尙監事三名あり外国教授に関する事務及教制を分轄し学校長は具事に関せず然るに春來監事漸々減員す於是学校長直ちに外国教授の進退及教制等新しく自ら之を区処するに至(213)」つたのである。

このような措置は、たてまえとしては「従前外国教授多くは内地居留の人を擧ぐるを以て其中往々任に堪へざるの患無きを免れ」<sup>(214)</sup>の状態を是正するためのものであつたとされているのである。高橋是清もこの間の事情を説明し、次のようにいつている。すなわち、「私が文部省に勤めている間に開成学校の校長として、伴正順という人が任命された。この前後兎角開成学校の教員にいかがわしい人物が雇ひ入れられ、甚だしきに至つては、横浜に居住している外人で屠牛所の親爺までが教師として、はいり込んで来る」という有様で校規が甚だしく紊乱しておつた。<sup>(215)</sup>といつているのである。同じようを批判は、すでに医学校のドイツ人教師あたりからも出ており、特に、ミユーラーは、大学南校を「無宿者の収容所」とまで酷評していたのである。高橋是清はこのような状態を肅正するためには「今私と一緒にモーレー氏に附している先輩の畠山義成君が校長になれば学校もよくなりませう。」<sup>(216)</sup>と時の文部省の責任者田中不二麻呂に進言したといつているのである。薩摩藩出身の畠山義成は、フルベツキが半年間の欧米の休暇旅行から帰国したその翌月の11月に学校長に任命されているのであるが、フルベツキは、その翌月の12月に開成学校教頭の任を解かれ、正院の翻訳局に移されているのである。畠山はその後まもなく(1月2日)九州出張を命ぜ

られ辻新次が校長事務取扱を命じられており、(219) 島山はあたかもフルベツキをやめさせるために学校長に任命された感さえあるのである。ちなみに、島山は、ラトガス大学に学んだことはあつたが、彼がニューブランズウイックにたどりついたのは、森らと共に、英國つまりロンドン大学からであり、フルベツキの世話にはならなかつた数少ないラトガス留学生の一人であつたのである。

フルベツキ解任の理由は、校規肅正の他に、留守政府の背後にあつて暗躍しすぎたことに対する制裁の意味が多分にあつたように思われる。又このような制裁を彼が甘んじて受けなければならなかつた理由としてはすでにマーレイが招聘されており、政府教育顧問としての価値が半減してしまつていたことも当然のこととして考えられるのである。彼は、マーレイが来日するにあたつて、「もう自分は要らなくなるだろう。(220)」といつて政府から提供されていた家を自ら出ることにしたといわれているが、その際、「随分顕著の人にも知己が多かつた(221)」はずのフルベツキが、貧書生の高橋是清に家さがしを折入つて頼まねばならないほどの窮地においやられていたのである。このようなことからも、当時、フルベツキに対する風当たりがいかに強いものとなつていたかを知ることができるのである。しかして、彼にとつてこのような好ましからざるいきさつのあつたことこそが、彼が書いたものをほとんど残さなかつたことと共に、尾形博士によつて「近代日本建設の父(222)」とさえ評価されるほどの功績を残しながら、フルベツキが多くの人々に急速に忘れられていつた原因の一つとなつたものと考えられるのである。

ところで、以上みてきたようだ、フルベツキ敬遠あるいは、たなあげの動きがあつたことは次のような有力な資料によつても裏づけられるのである。明治6年7月つまり、フルベツキの外遊中に、田中不二麻呂が、太政大臣三条実美及び参議各位に提出した「御雇外国教師ウエル

ベツキ進退之伺儀」をあげることができる。この資料は、フルベツキの教育顧問退陣に関する重要な公文書でもあるので、以下、全文を示すならば、それは次のようなものである。

「當省御雇教師米国人ウエルベツキ儀は權旧政府以來於崎陽學校教師相勤引続き開成學校に御雇相成教頭相勤め罷在然る処先般申上候通同人去る五月より十一月迄七ヶ月間御暇相顧歐州遊歴致候も全く現今各國教育之景況を目撃し帰朝之後は益其任を尽し日本教化の補益に供せん為に致し候儀縷々申述候然るに開成學校生徒漸々進歩隨て教則改革加え今般大學教頭として御雇相成候米国人ダヒット・モルレーなる者此程到着仕候に付ては、ウエルベツキ儀右學校必需之人に無之場合に立至り、且法教伝教士(223)之分は學校教師として雇入ざる規則も有之候処同人儀元來伝教士に有之旁學校に於て全く不用に屬し申候就ては同人御雇期限来る九月に付帰朝之上は暇可遣と存候然る処前文委詳上陳仕候次第且最初御雇入以降五ヶ年間精勤勵務開成學校をして今日の進歩に至らしむるも同人の力許多に可有之其上積年在留尤本邦之情態に熟し能く我国語に通じ居候且又為人温良にして諸人の名望も有之候得ば御雇滿期限り暇遺候は真に可惜事にも有之候間其内何ぞ他へ御採用の道も有之間敷や一応相伺候尤同人滿期前に其進退相定め同人へ相示し申度存候条宜しく御評議之上至急何分の御沙汰有之度此段相伺候也(224)」

このような田中の伺に對して、首腦部の出張により無力化していた政府当局は、6年の8月31日に、「伺之趣、本人帰朝之上可及何分之沙汰候事、但帰朝致し候はば可申出事(225)」と回答している。しかし、その後10月24日になつて田中は再び伺を出しているが、その伺に對して、政府は、11月8日に、「御省御雇外國教師米人フエルベツキ儀兼て御伺出し次第も有之に付今度正院、御雇相成翻訳局事務可申付苦御沿定相成候條御雇期限給料との義同局より御打合に可及候間御協議有之度且同人邸宅之義は是迄之儘御貸渡之考合に候此段申入候也(226)」と断を下しているのである。これらの文書からも、フルベツキが、自らの意に反して、留守政

府の文教施策に不満であつた田中らによつてたなあげされたことはもはや疑いをさしはさむ余地のことであるといえるのである。

又次のような事実のあることも、フルベツキの考え方と「学制」との関係を知る上に忘れてはならないことである。つまり、開明的でかつ急進的な明治5年及び6年前半における諸々の改革がすぐさま農民と士族の強硬な反対に会い、又征韓論そのものがこれら急進的な内部改革によつて生じた不満のはけ口をどうするかという問題と深いかかわりをもつものであつたことは、すでに、ひろく知られているところである。又そのうちとりわけ、農民を刺激し又士族をもいらだたせ、彼等を直接一揆あるいは士族の反乱にまでかりたてていつたものは、なんといつても、「学制」と「徴兵令」の强行実施にあつたことは、いま更いうまでもないことである。ところで、このうち「学制」制定についてフルベツキの果した役割については、すでにみてきたところであるが、実は、「徴兵令」の方も又、かつしてフルベツキと無関係ではなかつたことが証明されるのである。

フルベツキが後にグリフィスに直接話したところによると、かつて、1870年(明治3年の秋頃、フルベツキ邸において、政府高官達による秘密会議がひらかれたことがあるが、その際フルベツキは、岩倉をはじめ政府高官達から極秘事項として、国防政策に関する、日本はすぐさま国民軍を創設すべきか否かについて、フルベツキ自身の意見を求められるのであるが、その際、彼は、平和は哲学者の夢であると同時にキリスト教徒の悲願ではあるけれども、人類の歴史は戦争の歴史であることを指摘して、日本も国民軍の創設(the formation of national army and navy)と沿岸防禦(the defense of her coast)の必要なことを強調し、その理由として、二つのことをあげたといわれているのである。すなわち、その第一として、国民軍を創設することによつて、軍隊の訓練を行うと共に、青年を教育し、すべての者に昇進の道を開

くことによつて、セクショナリズムと身分的特権意識を打破することができ、国の統一とともに國の富をも増進しうることをあげ、更に第二の理由としては、愛国心と天皇への忠誠心とを培うことにより、日本国民の意志を統一し、ロシヤ、フランス、イギリス等のヨーロッパの侵略國の脅威に備えることができると言えたというのである。この秘密会議は、数時間にわたつてひらかれたが、岩倉らは、フルベツキのこの発言により、勇気と自信を得、徴兵主義をやめて、徴兵主義を採用することになつたといわれているのである(227)。このような挿話からも、彼が政府顧問としていかに重視されていたかがわかると同時に、彼が、日本の近代化にとって、身分制度の徹廃がいかに必要であると感じていたかがわかるのである。すなわち彼は国民軍を創設しなければならない一つの理由として、それがセクショナリズムと身分的特権意識の打破のために役立つことをあげているのである。このようにみると、近代化の二つの条件、つまり、民主化すなわち共和制の採用と、自然の貴族制の確立のうち、フルベツキは、前者の早急なる採用についてはかならずしも賛成していなかつたが、後者については、日本の近代化に必須の条件であるとみていたことがわかるのである。しかし、彼がその自然の貴族制を確立するための手段として国民教育制度と国民軍の創設つまり、「赤と黒」の二つの道を設けることを考えていたことが明らかとなるのである。しかし、彼のこのような考え方は、共に岩倉大使ら一行つまりステータス・クオ・パワー(status quo power)の欧米視察旅行中に「学制」及び「徴兵令」の公布として、强行実施されることになつたといえるのである。

しかし、岩倉の信頼のあつかつたフルベツキが何故に「政府皆同」の紳士協定を守りえなかつたのであろうか。様々な要因が考えられるが、結局、佐賀勢が功を急いだのと同様に、彼も又別な目標に向つて急いでいたとみることができるのである。それは、いうまでもなく、日本に

におけるキリスト教禁令の解除であり、信教の自由の確立であつたのである。しかし、それは何らの代償なしに獲得しうるものではなく、政治的に佐賀勢といつた急進的なマイノリティー・グループを支援することによつてのみ達成し得るものであつたといえるのである。すなわち、彼は、日本にはるばるとキリストの福音を伝えるためにやつてきて、その伝道活動の下準備として、まず日本にきて最初にかかわりをもつことになつた佐賀藩士らを通じて彼等の望む日本の政治制度並びに教育制度の近代化に手を貸すことになつたといえるのである(228)。しかし、彼自身の窮屈の目的はどこまでもキリスト教禁制の除去であつたといえるのである。しかして、共和制の導入は時期尚早であると判断しながらも、自然の貴族制の確立は必要であることを説き、その導入に力を尽したのも、結局は、より窮屈的な目標を達成するための代價であり、副産物であつたとみることができるのである。しかし、この彼にとつてより窮屈的な目標の達成のためにこそ、彼は、大限を育て、大限を通じて岩倉らに働きかけ、更に彼等一行の遣外使節団の派遣を建議する一方、機会の到来するや、自ら使節団の組織にあたり、その使節団に「多くの厄介者を(229)」随行として加え、自らも使節団に加わりたがつていた大限を説得し、多くの「厄介者(230)」を海外に送りだした「その留守の間に国家のため積極的に内政刷新を行うことが出来る(231)」ことに思いを至らせ、洋行を思いとどまらせたものとみることができるるのである。つまり、そこには、あきらかに、キリスト教禁制の解除という彼の最終目標の達成をいそゞあまり一種の陰謀めいた動きのあつたことを否定することはできないのである。

土屋忠雄博士も指摘しておられる如く、「学制」にはなお数多くの疑問が残されている(232)。しかし、1人の天才的な語学力を持ち、その上更に、一人前の技師としての知識技能を持ち自らはオランダ系アメリカ人であると信じていながら、実際には無国籍人となつていた直教師の

數奇な運命を通して「学制」をみなおす時、「学制」のなぞにつつまれた性格的一面が、かなりはつきりしたものにみえてくるのである。このような見方は、尾形裕康博士も筆者とは別な観点から試みておられる。しかし実際にフルベツキの伝記に直接あたつてみると、博士が、いくつかの御著書、とりわけ「学制実施経緯の研究」においてふれておられない多くの事実にぶつかり、特に、伝記には、いくつかのフルベツキ自身の書いた手紙も収録されていることを知りえたので、それを新しい資料として加え、更に、博士の全くふれておられない、丹尾磯之助編「巨人の面影」にみられる、ジエフアソン→フルベツキ→大隈の関係や、「日本人とアメリカ人、文化交流の一世纪(233)」の著者シュワンテス(Schwanthes)博士の興味深いフルベツキ観察に耳を傾けながら私なりにフルベツキと「学制」の関係についてまとめてみた。しかし、筆者自身が、長いことアメリカ教育制度の研究に従事して来た関係上、ともすると筆者のフルベツキ観が、アメリカ人直教師としての「ヴァーベック」にかたよりがちとなり、フランス語もドイツ語も自由に使いこなせるオランダ人としての「フェルベツキー」を不當に軽くみてきたきらいもないではないように思われる。今後の研究課題としたい点である。

最後に「学制」とフルベツキの関係において、つけくわえておきたいことは、大学東校のドイツ人教師ホフマンとの関係についてである。日本が西洋医学をとり入れる際に、従前通り蘭医学を範とすべきか、それとも当時すでに蘭医学の根源と考えられていたドイツ医学に学ぶべきであるかについて、当局者達が迷つていた時、フルベツキの献言により、ドイツ医学に範を求めるに決定したいきさつについてはすでに述べたところである。しかし、ここで注意しておきたいことは、このフルベツキの献言によつて、ドイツから医学教師が招聘されることになり、来日したのが、実に内科担当のホフマン(Theodor Edward Hoffmann)と外科担当のミュラー(Leopold Muller)であつたことであ

る。1871年(明治4年)彼等は共に大学東校の教頭として来日、1875年(明治8年)帰国するまで、日本にドイツ医学を輸入するために努めているのであるが、前者は海軍の軍医少佐であり、プレストラウおよび、ベルリンの各大学に学び内科の外に、病理学、薬学を教授することになり、後者は、陸軍の軍医少尉で、外科の外に婦人科、眼科を講じ、教師の主班として、学則制定等に力を尽したのである。彼等の給与は、ホフマンが450円でミュラーが、フルベツキと同額の600円であつたが、まもなく、ホフマンも600円を支給されることになり、フルベツキ、ミュラーと同格の取扱いを受けているのである。しかして、井上久雄博士は、ホフマンが「学制」公布に先だつて「忽弗満氏学校建議者」を政府に提出し、彼の建議が「学制」の起草にあたつて大いに参考にされたと論じておられるが、博士御自身の著書「学制論考」で示しておられる如く(234)ホフマン、ミュラーら大学東校のドイツ人教師とフルベツキら大学南校のアメリカ人教師との間には、あきらかに対抗意識あるいは敵対意識が生じていたことは確かなことであり、特に、ミュラーの偏見はひどく、明らかに感情的なものをその根底としていたことがわかるのである。ミュラーはフルベツキについて、「開成学校の中學部の教頭は、米人の宣教師であり、元の職業は銃前屋で(25)」「只管日本人の歓心を得ることのみに力めた人であつた(236)」と荒唐無稽の中傷を行ひ、更に、南校の外人教師の中には専門的素養のない「商店員、ビール醸造人、薬剤師、百姓、船員、曲馬団の道化役」等も含まれており、南校はまさに「無宿者の收容所(237)」であるとまで酷評しているのである。これに対して南校のアメリカ人教師グリフィスなどは、ドイツとりわけプロシヤ的考え方を「反動的帝国主義的プロイセンの觀念」(reactionary and imperial Prussian notions)(238)などという言葉を使つており両者の間には明らかに激しい感情の対立があり、スムーズな意志の疎通は期待で

きない状態にあつたといえるのである。しかし、明治の初期、すくなくとも明治5年以前におけるドイツの影響は医学教育の分野をのぞけば、微々たるものであり、それすら、フルベツキの著述にもとづいて、1871年(明治4年)ミニーラー・ホフマンの兩人を招いてはじまつたばかりであつたといえるのである。又当時、ドイツ人がいまだイギリス人、アメリカ人に対する種の劣等意識を持つていたことは、「ベルツの日記」等にも明らかに見受けられることであり(239)、それ故にこそ、ドイツ人教師のアメリカ人教師に対するむきだしの露骨な敵意ある態度が形成されていたものと考えられるのである。とすれば、井上博士の「明治初年近代教育制度の樹立に貢献した外国人としてフルベツキやマーレイさらにスコットなどが挙げられているが、今やホフマンは、あらたに高く評価されねばならない(240)」という説にはいさかむりがあるようと思われるのである。明治の初期、特にすくなくとも明治5年までのフルベツキの日本政府顧問としての地位は極めて強固なものであり、他のお雇い外国人の追随を許さぬものがあつたといえるからである。従つて、ホフマンらを通じての「学制」に対するドイツ的考え方の影響は、倉沢博士も指摘しているごとく、大学東校の教官岩佐純と長谷川泰らを通して付属病院についての規定に主として反映されたとみるのが妥当であり(241)やはり「学制」は全体としてみると、ブレーンとしてのフルベツキの活動を背景として、大学南校系の学制取調掛連によるフランスの教育制度をアメリカ的考え方で修正するという構想を主調として起草されたもので、ジェフアンソンを直接意識していたか否かは別としても、彼の自然の貴族制の考え方と一脈通ずる考えに支えられるものであつたとみて間違いないといえるのである。

「学制」に対してミュラー・ホフマン等ドイツ人軍医を通じての影響が左程大きなものとなりえなかつたことは、入沢達吉の次の言葉からも明らかのことである。入沢は、